

はしがき

前著『司法書士&行政書士に読んでほしい 会社設立時の税務の話』は、これまであまりなかった司法書士・行政書士向けの会社設立の税務本として、おかげさまで好評をいただきました。

今回は、その続編として、「相続・贈与」についての税務をテーマにいたしました。司法書士や行政書士として、相続や贈与に関する業務に携わる機会はよくあるかと思えます。例えば、遺産分割協議書や遺言書、贈与契約書などの書類作成のほか、相続や贈与による不動産の所有権移転登記手続といった業務が具体例として挙げられます。そして、これらの業務を行う際には、相続税や贈与税といった税務に関する問題が含まれることもあります。もちろん、税務に関する相談や申告等は税理士の業務ですので、司法書士・行政書士として直接税務相談を受けるわけではありませんが、相続や贈与に関する業務に携わる前提として、基本的な税務の知識は必須です。

そこで前著同様、司法書士・行政書士に最低限知っておいてほしいと思われる相続・贈与に関する税務の知識をQ&A形式でまとめました。

本書は二部構成となっており、第1章では「相続発生後の税務の話」として主に相続税に関して、第2章では「相続発生前の税務の話」として主に贈与税に関して解説しています。いずれも税理士向けの詳細な専門書とは異なり、わかりやすさを優先してポイントを押さえた内容となっています。また、具体的なイメージをしやすいように、図表や計算式のほか、申告書の書式例などをできるだけ取り入れてみました。本書は特に最初から読み進める必要はありませんので、興味のあるところや気になったところからお読みいただければと思います。

司法書士・行政書士の皆様の日々の業務において、本書がその一助となれば幸いです。

平成30年1月

税理士 山下 雄次
司法書士 永淵 圭一
行政書士
司法書士 山田 美穂

改訂版はしがき

本書の初版が刊行されてから、早いもので2年が経過しました。この間に、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が成立し、それに対応して相続税法も改正されました。

民法改正による主な変更点としては、配偶者の居住権を保護するための配偶者居住権の創設、療養看護等により特別の寄与をした相続人以外の親族に対する特別寄与料の創設、遺留分減殺請求から生じる権利の金銭債権化への改正等が挙げられます。これに伴う相続税法の改正は、実務に大きな影響を与える内容となっています。

また、法定相続情報一覧図の写しが戸籍の代わりに相続税の申告に利用できるようになり、司法書士・行政書士にとって法定相続情報一覧図作成のメリットが広がりました。

今回の改訂版ではこれらの改正等を踏まえて、司法書士・行政書士に知っておいてほしいと思われるポイントについて新しいQ&Aを追加し、また全面的に記述の見直しを行いました。

本書が引き続き司法書士・行政書士の皆様のお役に立てれば幸いです。

令和2年5月

税理士 山下 雄次
司法書士 永渕 圭一
行政書士
司法書士 山田 美穂

はしがき

第 1 章 相続発生後の税務の話

第 1 節 相続発生後の流れ	10
▶ Q1：相続発生後のスケジュール	10
▶ Q2：延滞税と加算税	12
コラム 他の相続人が相続税を滞納したら、その分を肩代わりさせられる？	14
▶ Q3：準確定申告とは	15
▶ Q4：相続税の申告を要する人が複数いる場合	21
▶ Q5：相続税申告時の添付書類	23
第 2 節 相続税の計算方法	26
▶ Q6：相続税の計算方法	26
▶ Q7：基礎控除額の計算方法	29
▶ Q8：相続税の計算における養子の取扱い	30
▶ Q9：遺産総額が基礎控除内の場合	33
▶ Q10：相続税の税率	38
▶ Q11：相続税の計算の具体例	39
▶ Q12：相続人の取得額からの相続税額計算	43
▶ Q13：実際の納付税額の算出方法	46
▶ Q14：相続税額の 2 割加算とは	47
▶ Q15：税額控除にはどのようなものがあるか	49
コラム 「申告期限後 3 年以内の分割見込書」を提出した後の手続き	55

第3節 相続税の課税財産	63
▶ Q16：相続税が課税される財産とは	63
▶ Q17：みなし相続財産とは	64
▶ Q18：相続税の非課税財産とは	66
▶ Q19：相続財産の寄附	68
▶ Q20：控除される債務および葬式費用とは	71
▶ Q21：生前贈与加算とは	75
▶ Q22：持戻し免除の意思表示の推定と相続税法の関係	78
▶ Q23：相続財産の把握のコツ	80
▶ Q24：名義預金とは	85
▶ Q25：名義株とは	86
▶ Q26：生命保険契約に関する権利とは	88
第4節 課税財産の評価方法	90
▶ Q27：宅地の評価方法	90
▶ Q28：私道の評価方法	96
▶ Q29：農地の評価方法	98
▶ Q30：借地権等の評価方法	100
▶ Q31：配偶者居住権の評価方法	102
▶ Q32：配偶者居住権の消滅	106
▶ Q33：小規模宅地等の特例	109
▶ Q34：「居住の用に供されていた宅地等」の意味	119
▶ Q35：小規模宅地等の特例の二世帯住宅への適用要件	121
▶ Q36：建物の名義人と小規模宅地等の特例の関係	123
▶ Q37：家屋の評価方法	124
▶ Q38：株式の評価方法	127

第 5 節 遺産分割協議における税務上の注意点	134
▶ Q39：相続した不動産を売却予定である場合の分割方法と 税務	134
▶ Q40：代償分割が行われた場合の課税関係	136
▶ Q41：代償金の支払いと贈与税	139
▶ Q42：特別寄与者の取扱い	142
▶ Q43：遺産分割協議のやり直しについて	145
▶ Q44：二次相続対策とは	146
コラム 遺産分割前に相続人の1人が死亡した場合の申告手 続はどうなる？	147
第 6 節 相続財産の売却時の税務の話	149
▶ Q45：相続した不動産の売却時に課される税金	149
▶ Q46：居住用財産の譲渡所得の特別控除	153
▶ Q47：空き家の譲渡所得の特別控除	154
▶ Q48：延納と物納	156
▶ Q49：譲渡所得税の申告方法と申告時の添付書類	160
第 7 節 実務で直面する諸問題～相続発生後～	163
▶ Q50：遺留分権者の課税関係	163
▶ Q51：相続放棄と生命保険金の受取り	166
▶ Q52：生命保険金の課税関係	169
▶ Q53：退職手当金を受取人以外の相続人が受け取った場合の 課税関係	171
▶ Q54：弔慰金の課税関係	172
▶ Q55：団体信用保険付き住宅ローン	174
▶ Q56：お墓の購入費用に係る借入金	175
▶ Q57：毎月の生活費から少しずつ妻名義として蓄積した預金	176

第2章 相続発生前の税務の話

第1節 贈与税の基礎知識	180
▶ Q58：贈与に伴う課税関係	180
▶ Q59：贈与税の計算方法	181
▶ Q60：贈与税の課税財産	184
▶ Q61：贈与の意思と贈与税	185
▶ Q62：生命保険契約の名義変更	186
▶ Q63：贈与税の非課税財産	187
▶ Q64：扶養義務者から受け取る生活費等の扱い	188
▶ Q65：婚姻時の祝金の扱い	189
▶ Q66：贈与の合意解除	190
▶ Q67：負担付贈与の課税関係	191
▶ Q68：連帯債務による住宅ローンのある物件の名義変更	192
▶ Q69：敷金返還義務のあるアパートの贈与	193
▶ Q70：贈与税の申告と納付	194
▶ Q71：贈与税申告時の添付書類	196
第2節 贈与税の特例	200
▶ Q72：贈与税の配偶者控除	200
▶ Q73：贈与者の死亡直前における贈与税の配偶者控除	206
▶ Q74：店舗兼住宅における贈与税の配偶者控除	206
▶ Q75：住宅取得等資金の非課税の特例	208
▶ Q76：住宅取得等資金の非課税の特例の引渡要件	215
▶ Q77：教育資金の一括贈与の特例	216
▶ Q78：事業承継税制とは	222

第3節 相続時精算課税制度	224
▶ Q79：相続時精算課税とは	224
▶ Q80：相続時精算課税のメリット・デメリット	230
▶ Q81：住宅取得等資金の贈与における相続時精算課税の適用	232
▶ Q82：相続時精算課税の適用初年度後における申告手続と 期限後申告	235
コラム 相続時精算課税適用者が特定贈与者よりも先に死亡 した場合	237
第4節 贈与契約書作成時の注意点	238
▶ Q83：生前贈与をするか否かの判断プロセス	238
▶ Q84：死因贈与の課税関係	243
▶ Q85：贈与契約書の記載内容についての税務上の注意点	245
第5節 遺言書作成時の注意点	247
▶ Q86：遺言書の記載内容についての税務上の注意点	247
▶ Q87：遺言による寄附についての課税関係	252
▶ Q88：納税資金の確保の方法	255
▶ Q89：遺言執行者の報酬の課税関係	256
コラム 遺言書保管制度について	258
第6節 実務で直面する諸問題～相続発生前～	260
▶ Q90：名義預金のリスクを回避するための対策	260
▶ Q91：名義株の解消	263
▶ Q92：離婚による財産分与と贈与の関係	264
▶ Q93：親の預金を勝手に引き出している兄弟	265

第 1 章

相続発生後の税務の話



Q1：相続発生後のスケジュール

相続発生後、税務的に意識すべき申告・納付の期限について教えてください。

A1：相続税の申告期限は、「被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内」です。申告期限までに申告・納付をしなかった場合は、原則として延滞税等がかかるため、この期限を意識してスケジュールを立てる必要があります。

さらに、被相続人について確定申告を要する場合には、4か月以内に準確定申告が必要です（Q3参照）。

[解説]

相続税の申告期限は、「被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内」です。通常、被相続人が死亡したことを知るのには、被相続人の亡くなった日になるため、例えば、被相続人が1月6日に死亡した場合には、その年の11月6日が申告期限になります。なお、この期限が土曜日、日曜日、祝日などに当たるときは、これらの日の翌日が期限になります。

相続税の申告書の提出先は、被相続人の死亡の時における住所が日本国内にある場合は、被相続人の住所地を所轄する税務署です。財産を取得した人の住所地を所轄する税務署ではありません。

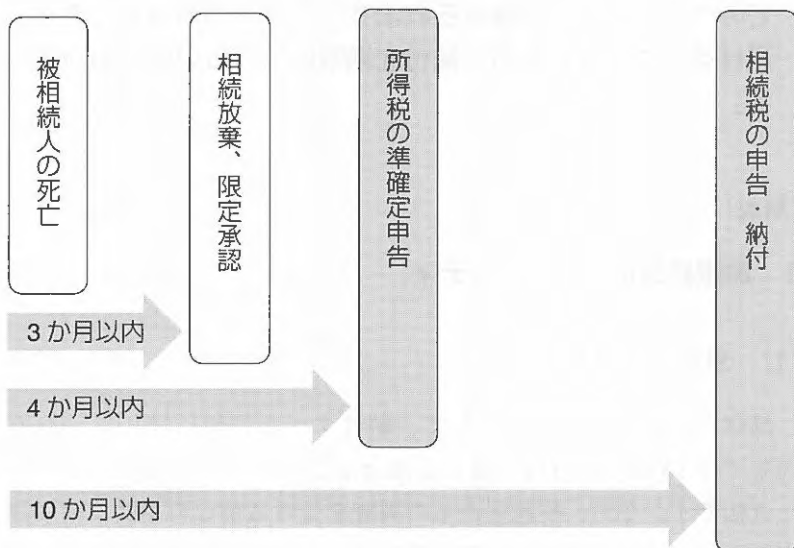
相続税の申告書を提出する義務のある人は、上記の期限内に、申告書に記載した税額の納付までを行う必要があります。相続税は現

金での一括納付が原則です。

申告期限までに申告・納付をしなかった場合は、原則として延滞税等がかかるため（Q2 参照）、相続税の申告を要する案件では、この期限を意識してスケジュールを立てる必要があります。

さらに、被相続人について確定申告を要する場合には、4 か月以内に準確定申告が必要です（Q3 参照）。

【1 - 1 - 1 意識すべき税務上の期限】



Q2：延滞税と加算税

相続税の申告期限までに完納しなかった場合には、延滞税がかかると聞きました。申告期限までに申告・納付をしなかったことによる影響について教えてください。

A2：相続税が申告期限までに申告・納付されない場合には、原則として、①無申告加算税（申告が遅れたことに対するペナルティ）と②延滞税（納付が遅れたことに対するペナルティ）が課せられます。これらの無駄な出費を避けるためには、申告・納付を期限内に行う必要があります。

[解説]

1 期限経過によるペナルティ

(1) 無申告加算税

無申告加算税は、原則として、納付すべき税額に対して、50万円までは15%、50万円を超える部分は20%の割合を乗じて計算した金額です。なお、税務署からの調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合には、無申告加算税は5%に軽減されます。

相続税については申告不要と思っていたところ、相続財産に把握漏れがあり、実は基礎控除額を超えていたという場合も無申告加算税の対象になります。無駄な税負担を回避するためにも、漏れの無い相続財産の把握が大切です。

(2) 延滞税

納付期限の翌日から完納する日までの日数に応じて、利息に相当

する延滞税が自動的に課されます。完納まで延滞税の計算が行われないため、完納は1日でも早いほうがよいです。

なお、仮装隠蔽などの不正の行為により税負担を免れた場合を除いては、延滞税の計算期間を1年間とする特例規定があります。不正行為がなければ1年分の延滞税を支払えば済みますが、不正行為がある場合は総期間が対象となります。

税率は納付期限の翌日から2か月を経過する日までは、①年7.3%と②「特例基準割合^(注)+1%」のいずれか低い割合（令和2年分であれば年2.6%）となります。納付期限の翌日から2か月を経過した日以後は原則として、①年14.6%と②「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合（令和2年分であれば年8.9%）となります。

(注) 特例基準割合の算出方法については、以下を参照。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai_wariai.htm

2 遺産分割協議が難航する場合

遺産分割協議が難航し、申告期限内に協議がまとまらない場合は、分割協議がまとまらない財産（未分割の財産）については、相続人等が法定相続分または包括遺贈の割合に従って取得したものとして相続税の計算をすることになります。

そうして一旦期限内に申告・納付をして、分割協議が調った後に改めて各人が実際に取得した相続財産に基づき相続税の計算を行います。計算の結果、既に納めている納税額との差額があれば、修正申告（差額を納付する手続き）または更正の請求（差額の還付を受ける手続き）を行います。

分割協議が難航している場合であっても、申告期限内に申告・納付ができるように税理士と連携していく必要があります。



コラム

他の相続人が相続税を滞納したら、その分を肩代わりさせられる？

相続税は、相続により取得した財産の価額を限度として、他の相続人が納付すべき相続税額について連帯して納付しなければならない義務を定めています。これを「連帯納付義務」といいます。したがって、相続人の1人が相続税を滞納した場合には、他の相続人にその納付が求められる場合があります。

この「連帯納付義務」は、平成24年度税制改正において、見直しが行われました。過去には相続開始から長期間経過した後に連帯納付義務を追及される事案も生じていましたが、長期間経過後に連帯納付義務を追及する制度は、連帯納付義務者を長期間不安定な状況に陥らせ、「不意打ち」になるとの批判もあったためです。

そのため、現行の相続税法においては、申告期限から5年を経過した場合には連帯納付義務を追及しないことになっています。ただし、申告期限から5年を経過していないケースでは連帯納付義務による納付を求められる可能性があるため、他の相続人の納税状況も無視することはできません。

連帯納付義務により本来であれば他の相続人が負担すべき相続税を負担した場合には、当該他の相続人に対する求償権を得ることになりますが、その求償権を放棄したとき、または積極的な放棄がない場合であっても明らかに行使しないと認められるときには、当該他の相続人に対して贈与があったものとして取り扱われ、当該他の相続人が贈与税を負担します。しかし、相続税の納付すらできない状況の当該他の相続人にさらなる贈与税の負担も強いるのは、あまりにも酷な課税となります。

そこで、本来の納付義務者が資力を喪失して相続税を納付することが困難な場合には、求償権の放棄を贈与として取り扱わないこと

が、相続税法基本通達において明らかにされています。

遺産分割の際に相続税の滞納が懸念される相続人がいる場合には、早急に納税できるような分割を行うことだけではなく、他の相続人に連帯納付義務の存在を周知させることも大切なかもしれません。

Q3：準確定申告とは

準確定申告とは何ですか。手続きの内容を教えてください。

A3：準確定申告は、被相続人の所得にかかる「所得税」についての手続きです。被相続人が死亡した年の1月1日から死亡した日までの期間に所得が生じた場合において、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に相続人が行う確定申告のことをいいます。

[解説]

1 準確定申告の概要

本書の第1章で主として解説しているのは、相続人が取得した資産にかかる「相続税」についてですが、ここで扱っている準確定申告は、被相続人の所得にかかる「所得税」についての手続きです。

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について課される税金で、所得金額に対する税額を算出して、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告（確定申告）・納付をすることになっています。

しかし、被相続人が死亡した年に所得があった場合には、相続人が、1月1日から死亡した日までの所得を計算して、相続の開始が

あったことを知った日の翌日から4か月以内に確定申告をしなければなりません。これを「準確定申告」といいます。

なお、被相続人が1月1日から3月15日までに亡くなった場合で、前年の確定申告書が提出されていない場合は、前年分、本年分とも相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内が申告期限となります。

この4か月の期間は熟慮期間の伸長（民法915条1項但書）をしたとしても連動して伸長しないため、注意が必要です。「熟慮期間の伸長」とは、相続人が単純承認、限定承認または相続放棄を3か月以内に決定できない場合に、家庭裁判所に申立てをしてその期間を伸長する手続きです。例えば、被相続人の資産調査に時間を要するため、熟慮期間の伸長を申し立てたとしても、準確定申告の申告期限は4か月のままです。

2 準確定申告の要否

準確定申告を要する場合というのは、被相続人が生前に確定申告を要していた場合が多いです。例えば、個人事業を営んでおり確定申告を要していた、という場合です。一方、給与所得者については、給与支給者が年末調整により税額の算出等を行うため、住宅ローンを支払っている人等を除き、確定申告は不要である場合が多いです。

また、準確定申告は、通常の確定申告と同様に、還付を受けるために任意に申告することもできます。医療費控除、寄附金控除などを適用することで所得税の還付が受けられるときは、準確定申告をすることを検討します。ただ、少額な還付を受けるためだけに税理士に依頼すると、費用倒れになる場合があります。

なお、医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った医療費であり、死亡後に相続人が支払ったものを被相続人の準確定申告において医療費控除の対象に含めることはできません。

執筆者略歴

【税理士】

山下 雄次 (やました ゆうじ)

山下雄次税理士事務所 所長

<著 書>

【実務家のための減価償却資産等の留意点】(税務研究会・単著)

【司法書士&行政書士に読んでほしい 会社設立時の税務の話】(日本法令・共著)

【Q&A でわかる同族会社の税務】(税務研究会・共著)

【税理士のための申告に役立つ「税額控除制度」詳解】(税務研究会・共著)

【実務に役立つ会社税務の重要ポイント Q&A】(税務研究会・共著)

【法人税関係 納税者有利通達の適用判断】(清文社・共著)

<連絡先>

〒162-0814 東京都新宿区新小川町1-17 三輪田ビル2階

TEL 03-3267-1402

URL <http://www.tax-yamashita.com/>

E-mail yuji@tax-yamashita.com

本書に関する各種セミナーの講師のご依頼をお受けします。

ご希望の方は、山下雄次税理士事務所までお問い合わせください。

【司法書士・行政書士】

永瀨 圭一 (ながふち けいいち)

司法書士・行政書士ながふち事務所 所長

<著 書>

【司法書士&行政書士に読んでほしい 会社設立時の税務の話】(日本法令・共著)

【ケース別 株式会社・有限会社の役員変更登記の手続】(日本法令)

【株主リストの添付と株主名簿整備の実務】(日本法令)

【司法書士】

山田 美穂 (やまだ みほ)

司法書士・行政書士ながふち事務所 パートナー

<著 書>

【司法書士&行政書士に読んでほしい 会社設立時の税務の話】(日本法令・共著)